

令和6年11月2日の大雨で被災された松山市民の方から 特別援護資金の申し込みを受け付けます

松山市民のみなさんが、令和6年11月2日からの大雨で一定以上の被害を受けた場合、生活の立て直しや産業の速やかな生産性の回復を図っていただくために、松山市災害被災者特別援護資金の融資を行います。

1. 融資の対象になる方

次の内容の被害を受けた松山市民の方で、市税に滞納のない方

- (1) 一般世帯の方 住宅や家財、倉庫等
- (2) 商工業者の方 店舗、工場、事務所等の施設、設備、器具、事業に要する車両、運搬具、商品、原材料
- (3) 農林漁業者の方 農林漁業用の施設、設備、機械器具（運搬車両を含む。）、漁船、漁具その他の農林漁業用資機材

※商工業者、農林漁業者の方でご自宅が被害を受けた場合は、(1)も申し込みできます。

2. 融資金額

被害や復旧等にかかる費用で上限は100万円です（無利子）

3. 申込期間

令和6年11月8日（金曜日）～ 令和6年12月27日（金曜日）

※午前8時30分～午後5時（土・日・祝は除く）

4. 提出していただく書類

- ① 松山市災害被災者特別援護資金借入申込書
- ② 銀行等口座番号確認書
- ③ 暴力団等に該当しない旨の同意書
※押印は不要です。※申込先の窓口のほか、ホームページからダウンロードできます。
- ④ 連帯保証人の市税完納証明書
- ⑤ 商工業者とわかる書類（貸付対象者が商工業者のみ）
※その他の書類が必要となる場合があります。

5. その他の要件

以下の要件を全て満たす連帯保証人が1人必要です。

- ① 松山市に住民票がある人
- ② この融資で他の借入申込者の連帯保証人になっていない人
- ③ 令和5年度の市県民税（所得割）又は固定資産税が課税されている人
- ④ 市税を滞納していない人

※連帯保証人になろうとする場合には、公証人による保証意思の確認が必要です。（融資対象者が農林漁業者、商工業者の場合のみ）

6. 受付方法

下記申込先に直接ご持参ください。

混み合う場合は、お待ちいただくことがありますのでご了承ください。

7. 申込・お問い合わせ ※ご不明な点は、各担当部署までお問合せください。

〒790-8571

松山市二番町四丁目7番地2 松山市役所（1）～（3）の各担当課

（1）一般世帯の方

市民生活課（本館1階 電話 089-948-6814）

（2）商工業者の方

ふるさと納税・経営支援課（本館8階 電話 089-948-6783）

（3）農林漁業者の方

農林水産振興課（本館8階 電話 089-948-6492）

◎融資の決定について

借入申込書は、市で審査し、審査結果の通知書をお送りします。

融資が決定した方は、借入手続きをお願いします。